

有限会社 SawaCompany

サニーサイド保育園

重要事項説明書

平成29年 4月現在

1. 施設の概要・目的及び運営
2. 提供する保育の内容
3. 職員の職種、員数及び職務の内容
4. 保育を行う日及び時間等
5. 保護者の負担について
6. 利用定員
7. 利用の開始及び終了に関する事項等
8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策
9. 要望・相談・苦情の受付
10. 嘱託医
11. 保険に関する事項
12. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

1. 施設の概要・目的及び運営の方針

○施設の概要

名称 サニーサイド保育園
所在地 鹿児島市加治屋町7番6号

○目的

本園は、児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

○運営の方針

本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24 年法律第65 号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

2. 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成20 年厚生労働省告示第141号）に基づき、保育内及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

1 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20 条第3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

2 一時預かり事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の利用の対象とならない、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、同法第6条の3第7号に規定する一時預かり事業を提供する。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園に次の職員を置く。（なお員数においては変動することがある）

(1) 園長 1 名

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 園長補佐【総務担当】 1 名

園長補佐【総務担当】は、園長の補佐又は園長の職務を代理する。

(3) 園長補佐【人事・経理担当】 1 名

園長補佐【人事・経理担当】は、人事、労務、会計の業務を行う。

(4) 主任保育士 1 名

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(5) 保育士 11 名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 栄養士 1 名

利用乳幼児の発達段階に応じ、0 歳児の離乳食、1～2 歳児の幼児食及び3 歳以上の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 調理員 2名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
前項に定めるものの他必要に応じその他の職員を置く。

4. 保育を行う日及び時間帯

保育を行う日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。（19時から19時30分に付いては予約制）

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。（19時から19時30分に付いては予約制）

5. 保護者の負担について

本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用負担額（保育料）を支払うものとする。

- 1 本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他、やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用は、別表1に掲げる。

6. 利用定員

本園の法第31条第1項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 法第19条第1項第2号に規定する子ども（以下「2号認定子ども」という。） 30人
- (2) 法第19条第1項第3号に規定する子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち満1歳以上の子ども 20人
- (3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 10人

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

本園は鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

- 1 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。
- 2 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。

- 1 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 5 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- 6 本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- 7 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
- 8 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

9. 要望・相談・苦情の受付

当施設における要望、ご相談、苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○要望・相談受付窓口（担当者）

職名：主任保育士

氏名：西郷 奈緒美

○解決責任者

職名：園長

氏名：岩澤 豪

○第三者委員

氏名：川越 桂路

[鹿児島市議会議員]

氏名：西村 光行

[加治屋町町内会長]

氏名：久保 健一

[山下校区あいご主事]

10. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しております。

○嘱託医

医療機関名：医療法人育成会 さめしま小児科

医院長名：鮫島 信一

所在地：鹿児島市山之口町5番19

○嘱託歯科医

医療機関名：中央ビル歯科クリニック

医院長名：大山 正暢

所在地：鹿児島市山之口町1番10

11. 保険に関する事項

本園は下記の損害賠償に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 賠償責任保険

補償の概要 園等が法律上の賠償責任を負った場合に被った損害、園児の怪我を補償します

12. 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

保育によって知り得た個人の情報は、子ども達の成長を支える以外に、保育に関係のない外部団体や他者へ漏えいすることはいたしません。

【別表第一】

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(1) 対象となる年齢の全利用乳幼児の負担金となります。

(2) 以下の項目においては、いかなる理由があっても当園が指定するもの(場所)を購入して頂きます。

(3) 入園時に必要ない項目も、対象年齢に達した時点で別途請求させていただきます。

項目	負担を求める対象及び理由と目的	単位	金額
主食費	3～5歳の利用乳幼児の主食費は給付金、保護者利用料ともに含まれていないため。	月額	月額 1,000円
乳幼児帽子(フリー)	理由及び目的：利用乳幼児が個別で 保育園の創作活動や課外活動に 利用するため。 サイズ表(体操服上下) 90/100/110/120/130	1個	1,000円
乳幼児帽子(Lサイズ)		1個	1,050円
体操服(半袖各サイズ)		1枚	2,440円
体操服(短パン各サイズ)		1枚	2,140円
体操服(長袖各サイズ)		1枚	2,910円
体操服(長ズボン各サイズ)		1枚	3,150円
はさみ	理由及び目的：利用乳幼児が個別で 保育園の創作活動や課外活動に 利用するため。 対象：3～5歳の利用乳幼児	1本	432円
クレパス		1ケース	432円
じゅう画帳		1冊	200円
のり		1個	206円
出席シール		1冊	280円
出席ノート		1冊	220円
油ねんど(2歳から)		1個	308円
ねんどケース(2歳から)		1個	288円
ねんどベラ(2歳から)		1個	172円
お道具箱		1個	710円
社会見学交通費及び 入館料	理由及び目的：利用乳幼児が個別で 課外活動に利用するため。 対象：全利用乳幼児	年1回	利用施設、場所による。
遠足交通費及び 入館(園)料			
お知らせ袋	対象：0,1歳の利用乳幼児	1袋	291円
お知らせ袋と れんらくちょう	対象：2～5歳の利用乳幼児	1袋	291円 103円
名札	対象：全利用乳幼児	1枚	150円
乳児用お帳面	対象：0,1歳の利用乳幼児	1冊	390円

※上記の価格は平成28年12月1現在の価格で、年度によって変更される場合があります。

※別途、日本スポーツ振興センター共済掛金を徴収致します。(金額未定)

2 延長保育に係る利用者負担

- ・1ヶ月固定で利用の場合 (18:00~19:30) 月額/5,000円
(18:00~19:00) 月額/4,000円
- ・必要な日のみ利用の場合 (18:00~19:30) 30分毎/100円

3 一時預かりに係る利用者負担

- ・3歳以上のこどもの場合 (8:30~17:30) 1回あたり/2,000円
(8:30~12:30) 1回あたり/1,000円
1ヶ月間利用の場合 1ヶ月/30,000円
- ・3歳未満のこどもの場合 (8:30~17:30) 1回あたり/2,500円
(8:30~12:30) 1回あたり/1,200円
1ヶ月間利用の場合 1ヶ月/35,000円

※3歳未満のこどもは完全給食とおやつ、3歳以上のこどもは完全給食とおやつですが「主食代1,000円」をいただきます。

4 乳児預かりに係る哺乳瓶と粉ミルクの持参について

ミルクを必要とする年齢の乳児をお預けいただく際には、ご家庭で常時使用している飲み慣れたタイプの哺乳瓶を3本程度持参していただくようお願い致します。

また、ミルクの成分を要因とするアナフィラキシーショック防止の観点から、粉ミルクについてもご家庭で常時使用しているものを適量お持ちいただくようお願い致します。

重要事項説明書の確認書

平成 年 月 日

サニーサイド保育園を利用するにあたり重要事項についての説明を実施致しました。

所在地 鹿児島市加治屋町7番6号
名称 有限会社SawaCompany
サニーサイド保育園
代表者 園長 岩澤 豪 印

サニーサイド保育園を利用するにあたり重要事項についての説明を受けました。

保育園利用者

住所 _____

保護者氏名 _____ 印 利用児童との関係 _____

利用児童名 _____

利用児童名 _____

利用児童名 _____

利用児童名 _____

兄弟姉妹入園の場合はご一緒に記入してください。

個人情報同意書

貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家庭に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、ほかの施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

有限会社SawaCompany サニーサイド保育園 園長 岩澤 豪 殿

平成 年 月 日

保護者住所：_____

児童氏名：_____

保護者氏名：_____ 印

児童から見た続柄：_____